

恵庭市病児・病後児保育事業に関する募集要項

1. 目的

こどもの病気やけがにより市内保育所・認定こども園等を利用できない場合、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、市内で病児・病後児保育施設を運営する事業者を募集します。

2. 今回募集する事業類型

児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業のうち「病児対応型」及び、「病後児対応型」（「病児保育事業の実施について」令和7年3月31日こ成保第254号）を提供していただく事業者を募集します。

3. 恵庭市病児・病後児保育の概要

提供いただく病児・病後児保育事業の内容は以下のとおり予定しておりますが、補助事業者と本市と協議のうえ決定となります。その他の病児・病後児保育事業に関する詳細は、「病児保育事業の実施について（令和7年3月31日こ成保第254号）」をご確認ください。

また、利用開始日は令和9年4月を予定しています。

	【 予 定 】
利用定員	1日3人まで
対象児童	0歳6か月から小学校3年生まで
利用時間	午前7時15分から午後6時15分まで (午後7時15分までの延長保育あり)
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
利用者利用料	日額1,000円～2,000円(1人当たり) ※世帯収入による利用料の免除または減免を予定 ※別途給食費等の徴収可

4. 応募の資格要件

募集開始時点において、病児・病後保育施設を運営するための十分な資力、信用を有するとともに、児童福祉に関する熱意と理念を有する者で、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 令和7年4月1日現在で、恵庭市内において認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の運営実績があること。
- (2) 恵庭市の子育て施策及び保育行政を理解し、市の保育行政に積極的に協力できること。
- (3) 選定法人自らが整備施設を運営すること。第三者が運営しないこと。
- (4) 施設整備に係る補助や運営に関する費用が公費で賄われることを自覚し、利用者である児童や保護者の利益や満足を最優先に考慮すること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) その他、本市が不相当と認める事由を有しないこと。

5. 施設・設備等の要件

施設の利用定員及び児童の対象年齢等については、「3. 恵庭市病児・病後児保育の概要」の内容を予定しておりますが、事業者からの提案を受け、本市と協議のうえ決定となります。その他の整備する施設等の要件は以下のとおりです。

- (1) 整備に必要な物件(用地、建物等)は事業者において準備すること。
- (2) 保育室を有すること。その面積は利用定員1人あたり 1.98 m²以上とし、1室あたり 8.0m²を下回らないこと。(内法有効面積とする)
- (3) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。その面積は利用定員1人あたり3.3m²以上とすること。(内法有効面積とする)
- (4) 調理室を有すること。なお、病児・病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
- (5) 保育に必要な備品、遊具、消耗品、設備等の一切は事業者において準備すること。
- (6) 病児、病後児の養育に適した十分な事故防止及び衛生的配慮がなされていること。
- (7) 建物については、建築基準法や消防法等の関係法令や通知等に適合したものであること。
- (8) 既存物件を活用する場合は、次の①②③を満たすこと。
 - ① 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。
 - ② 建築基準法における耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあっては建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
 - ③ 自法人が運営する認可保育所等内に設置する場合は、法人の責任において、設置による影響(建築基準法や国庫補助金の返納)等を調査し、対応策を検討すること。
- (9) 施設整備を行う場合については、市が補助事業の完了検査を実施するため、利用開始日(令和9年4月)のおよそ3週間前までに引き渡しを受けること。
- (10) 建築・消防関係の法令に適合する施設となるよう、設置者の責任において十分に確認を行うこと。また、建築確認や開発協議等、必要な手続きを事前に確認したうえで整備計画を作成すること。

6. 運営に関する補助金等について

運営費の一部については、恵庭市から委託料または補助金を支出することを予定しており、国の「子ども・子育て支援交付金」の補助金基準額に従って算出することを予定しております。

7. 施設整備に関する補助金等について

施設整備を行う場合については、国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」を活用した補助を予定しているため、子ども・子育て支援施設整備交付金が内示されることが条件となります。また、補助額の上限及び補助対象経費は、子ども・子育て支援施設整備交付金と同様となります。

子ども・子育て支援施設整備交付金の負担割合は補助対象経費に対して国3/10、道 3/10、市3/10、設置者1/10の見込みです。ただし、上限額を超える費用は事業者負担となります。なお、当該上限額及び負担割合は 令和7年度の交付要綱に基づくものであり、施設整備を令和8年度に行う場合は、令和8年度の交付要綱に基づき実施するため、上限額等が変更となる可能性があります。

なお、国への申請のスケジュールは下記のとおりです。

令和8年2月上旬	協議書提出期限(市→北海道厚生局)
令和8年4月上旬	交付金交付の内示・工事着手
令和9年3月まで	工事完了・開設準備
令和9年4月	事業開始

※恵庭市の補助金交付要綱において、こども家庭庁の子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱第9条(交付の条件)と同様の条件を付しますので、事前にご確認ください。

《一部抜粋》

(2)イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

8. 施設整備の補助対象となる期間

国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」を活用して施設整備を行う場合は、国の交付金の内示後、令和8年度中に工事を実施していただきます。

事業者からの施設整備期間を提案いただく形となり、原則、施設整備期間が補助対象期間となります。ただし、施設整備期間については、本市において、提案いただいた施設整備期間や補助交付申請を含む各種申請期間に十分な余裕があるか、整備工事完了後、工事完了検査を経て、病児・病後児保育施設として運用開始となるまでスケジュールが適正かどうか等を判断し、本市と事業者との協議により決定となります。そのため、必ずしも事業者からの提案どおりの施設整備期間とならないことについてご注意ください。

9. 資金計画

施設整備を行う場合については、現行の運営に支障をきたすことなく、施設整備計画に必要な資金や償還財源を確実に計上し、完済までの資金計画を見通すことができるものとしてください。

また、補助額の減少や事業費の高騰等の事態にも対応できるよう、余裕のある資金計画とするとともに、施設整備後も健全で安定した運営ができる計画としてください。

10. 申込・審査のスケジュール

令和7年7月1日(火)	募集開始
令和7年7月1日(火)～令和7年7月10日(木)	質疑受付期間
令和7年7月14日(月)	質疑回答
令和7年7月16日(水)	参加申込書提出期限
令和7年7月18日(金)	参加資格確認通知
令和7年7月31日(木)	企画提案書提出期限
令和7年8月上旬	事業候補者選定審査委員会
令和7年8月～9月	結果通知

11. 提出書類

下記書類について、恵庭市子ども未来部幼児保育課へ提出すること。

【参加申込書】

※提出期限: 令和7年7月16日(水)午後5時00分まで

紙ベース1部を提出(郵送または持参)

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書
- (2) 市税納付状況を調査することの同意書(法人用)

【企画提案書】

※提出期限: 令和7年7月31日(木)午後5時00分まで

紙ベース1部、データを記録した電子媒体(CD-R 等)1枚を提出(郵送または持参)

- (1) 申込書【様式第1号】
- (2) 法人の概要調書【様式第2号】
- (3) 運営施設一覧(任意様式)
- (4) 業務実績調書(認可保育所等)【様式第3号】
- (5) 社会福祉法人等調書【様式第4号】
- (6) 予算書及び決算書
- (7) 整備計画概要調書【様式第5号】
- (8) 確認済証及び検査済証の写し(既存施設)
- (9) 整備計画地の位置図(任意様式)
- (10) 土地の登記履歴事項全部証明書
- (11) 建物の登記履歴事項全部証明書(既存施設)
- (12) 賃貸借に係る合意書(土地・建物が賃貸借である場合)
- (12) 配置図・平面図・立面図
- (13) 工事工程表(任意様式)
- (14) 整備費及び資金計画の概要調書【様式第6号】

- (15) 工事内訳書(任意様式)
- (16) 償還計画表(任意様式)
- (17) 事業計画概要書【参考様式第1号】
- (18) 資金計画の概要調書【参考様式第2号】
- (19) 職員配置計画書【参考様式第3号】

12. 審査方法

事業候補者選定審査委員会において、以下の審査項目に従い、提出書類及びヒアリングにより審査を実施します。ただし、ヒアリングは省略する場合があります。各審査委員の採点を合計し、最高点を得た提案者を事業候補者として選定します。

(1) 審査項目の概要

審査項目(配点)	審査内容
1 法人の資質・能力(10点)	事業の動機及び目的、病児・病後児保育への理念、他保育施設の運営実績、保育士の離職率等
2 施設整備(10点)	整備計画・費用の妥当性、病児・病後児保育施設としてのレイアウト等の妥当性、整備予定地の利便性等
3 施設運営(20点)	医療機関との連携、危機管理・安全管理等に対する取組、利用者の容態急変時の対応、地域の保育所等への支援、カーボンマネジメントへの取組、運営費用の妥当性等、
4 職員配置体制(10点)	配置予定の業務責任者の適性、配置予定の看護師の有無や適性、その他職員の配置予定数や適性、今後の看護師、保育士の確保策等

(2) 審査・選定に関する留意事項

- ① 募集要項の応募の資格要件、施設・設備等の要件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事実と反する記載があった場合、又は補助事業者として相応しくない事項がある場合には失格となる場合があります。また、これらが選定後に判った場合は選定を取り消す場合があります。
- ② 事業者の応募数にかかわらず審査・選定を実施しますが、審査の内容によっては、事業者を選定しない場合があります。
- ③ 各審査委員の採点を合計し、点数が5割に満たない場合は失格とします。
- ④ 審査項目の内、1項目でも最低基準の「全く不十分」と評価した委員がいた場合は、失格とします。

13. その他留意事項

- (1) 本要項における募集は、恵庭市の予算要求及び国の交付金申請における候補者を決定することを目的として行うものです。
- (2) 整備年度における交付金又は予算議案が不成立の場合は、本事業を延期又は中止する場合があります。また、運用開始年度における予算議案が不成立の場合は、本事業を延期又は中止する場合があります。
- (3) 整備の目的や効果を勘案してもなお、類似内容・規模の施設整備計画との均衡を著しく欠くと見込まれる場合は、申請者に対し整備計画の見直しを要請する場合があります。
- (4) その他、本要項に定めのない事項については、協議の上、恵庭市の指示に従ってください。